



7001 景観行政における景観ガイドラインの実態と実効性に関する研究(景観計画(1), 都市計画, 2014年度日本建築学会大会(近畿)学術講演会・建築デザイン発表会)

才田, 遥
三輪, 康一
栗山, 尚子
齋藤, 和久

(Citation)

学術講演梗概集, 2014(都市計画):1-2

(Issue Date)

2014-09-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

本文データは学協会の許諾に基づきCiNiiから複製したものである

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003107>



景観行政における景観ガイドラインの実態と実効性に関する研究

正会員 ○才田遥*
同 三輪康一**
同 栗山尚子***
同 齋藤和久****

景観法 景観計画 景観行政
ガイドライン 実効性

1. 研究の背景と目的

日本は高度経済成長期以降、景観や環境よりも経済性を優先してきたため、良好な景観やまちなみが失われていった。一方、それに伴い景観への意識の高まりも見られ、一部の自治体では景観に関する自主条例を定めるなどの動きが興った。2004 年には景観に関する初の法律として「景観法」が公布され、景観に対する取り組みは著しくなっている。景観ガイドラインとは景観形成の具体的な指針を示したものであり、景観への意識の高まりに伴い各地で策定されている¹⁾。一方で種類や位置づけも多様化し、その実態は明らかになっておらず、法的強制力を持たない点から実効性についても疑問が多い。

本研究では、全国の行政が発行する景観ガイドラインの調査・分類し、その分析を通して実態を明らかにすると共に、行政や地域へのヒアリング調査を通して、景観ガイドラインの実効性が起因するところを明らかにすることで、今後の景観行政における景観ガイドラインの展望を考察することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究では景観ガイドラインを“自治体において「景観ガイドライン」として公開されているもので、以下の(i)～(vii)を1項目以上含むもの”とし、国土交通省及び、全国の地方自治体のホームページを5月から6月にかけて調査した結果、147 団体・209 の景観ガイドライン(以下、ガイドライン)を分析対象として選出した。

- (i) 景観の理念
- (ii) 位置づけ及び、関連計画・施策との関係
- (iii) 景観の基本目標(将来像)や基本方針
- (iv) 景観特性の把握
- (v) 景観形成に関わる行為指針
- (vi) 景観形成を進めるための体制や方法
- (vii) 届出制度について

分析対象を策定年や対象者、自治体規模などによる分類を行い、3 章で量的分析による実態の考察、4 章でヒア

リングによる実効性の分析を行う。

3. 景観ガイドラインの実態に関する分析

図 1 より、景観公布直後の H16～H19 年にかけては国によるガイドラインの発行が見られ、その収束と共に H22 年までは都道府県による発行が進んでいる。H24 年は市町村による策定が急増しており、現在は主に市町村による発行の兆候が見られる。景観形成の考え方と同様に、ガイドラインの策定も広域から狭域へ段階を踏む形で進んでいることが分かる。

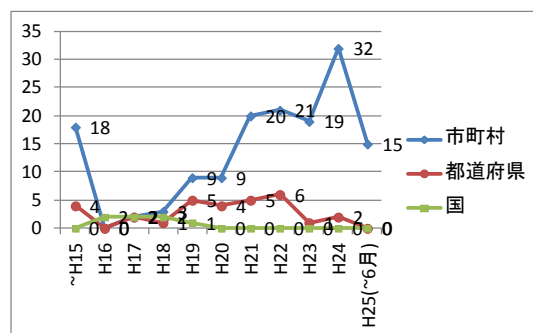


図 1 自治体規模別のガイドラインの策定推移

図 2 より、広域の自治体では主に行政を対象に、市町村では主に一般市民を対象としていることが分かる。図 1 で読み取れた傾向も考慮すると、広域では行政を対象としたガイドラインを早期に発行し、景観行政として景観形成を先導するために活用されていると考えられる。対して市町村規模の自治体においては、地域内での景観の規制・誘導のために活用されていると考えられる。

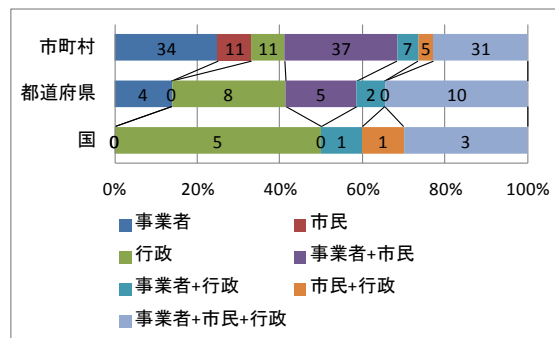


図 2 自治体規模別の対象者

4.景観ガイドラインの実効性に関する分析

4.1.分析方法

本研究ではガイドラインの実効性を“目的に沿って活用されることで、自治体における景観施策上の役割を果たし、その成果を獲得すること”と定義する。

策定主体と目的により行政の景観施策上のガイドラインの役割が異なると仮定し、分析対象を決定した。対象とした自治体及びまちづくりコンサルタントにヒアリングを行った。対象とした自治体及び、結果を表1に示す。

4.2.実効性に関する考察

表1より、景観行政の目標は国から地域に至るまで大きなレベルから小さなレベルへと段階を踏みながら景観形成を図ろうとする構図であり、各段階で発行されるガイドラインは景観施策の中で、景観形成を図ると共に、次のレベルの自治体への働きかけとして位置づけられていると考えられる。3章の分析においても、このような傾向が確認できており、図1より現在は市町村による発行が進んでいると考えられる。

またガイドラインの実効性を高める要因として、以下の知見を得た。

①目的に合った運用体制であること

景観計画の解説を目的とする場合、届出制度との連携による運用が、自主ルールとしての景観誘導を目的とする場合は行政から行政、地域住民から事業者というように主体と対象者が同じ立場にあることが重要である。

②景観資源を有すること

景観資源を有することで明確な目標が定まり、より円

滑な景観形成が可能であると考えられる。

③持続的なまちづくり活動があること

地域内のまちづくりや価値観の共有が出来ることが必要で、体制が整っていることが重要であると考えられる。

④策定後を見据えた作成方法がなされたこと

ガイドラインの利用は任意であり、対象者にその存在と意義を根付かせることが重要である。対象者や地域を作成過程から巻き込むことで、周知と共に景観意識への働きかけにも繋がると考えられる。

5.まとめ

景観ガイドラインとは、景観形成の基本方針や具体的な方針を示すことで、“地域内の景観形成を図ること”及び、“主体より狭い地域における自律的景観形成への働きかけ”を目的として景観行政で活用されていると言えるだろう。主体が広域ほど後者に、狭い地域になるにつれて前者に重点を置いていると考えられる。現在策定が進む市町村レベルのガイドラインは、その中間に位置し、ガイドラインにより市内の景観形成を図ると共に、地域に対して景観の考え方を示すことが求められていると考えられる。今後はそのバランスを取りながら、地域レベルのガイドラインにまで落とし込み、地域の自主的な景観づくりを促進することが課題である。その実効性を高めるために、行政が積極的に地域団体への支援や景観資源の発見、地域を巻き込んだ長期的なまちづくり活動等を行っていくことが重要であるだろう。

参考文献

1) 西村幸雄：西村幸雄風景論ノートー景観法・町並み・再生ー、鹿島出版会、2008

表1 ヒアリング結果

	ヒアリング日程	景観行政の目標	景観行政としての施策	ガイドラインの位置づけ	運用実績	成果獲得の要因				
						運用体制	景観資源	まちづくり	策定経緯	その他
京都府(行政)	行政 12/9	・市町村レベルでの景観形成	・市町村へ景観形成を働きかけ ・地域の景観まちづくり活動の支援	・景観計画の解説書 ・市町村が景観計画策定する際のモデル	・届出・協議の際に活用 ・地域の景観の意識は高い ・宮津市が景観行政団体に移行	【行政→事業者】 △2つの自治体が各々運用 ○届出時に活用	○天橋立自然景観眺望景観	○地域団体の持続的な活動	○策定段階での地域に対する働きかけ(ワークショップ等)	
三重県(行政)	行政 12/6	・広域的な景観形成 ・市町村レベルでの景観形成	・市町村へ景観形成に向けた働きかけ	・公共事業の自主ルールによる先導的な景観形成 ・各市町村の景観意識向上	・運用システムの試行中 ・試行段階においては配慮した設計 ・他の市町村の活用は図りづらい	【行政→行政】 ○行政内で運用			△三重県内だけでの作成	○運用システム
堺市(行政)	行政 12/4	・市景観の底上げ ・景観地区の重点的な景観形成 ・コミュニティレベルでの自主的なまちづくり活動	・まちづくり活動の支援 ・景観地区でのガイドライン作成	・景観計画の解説と質を高めるためのヒントを示す(解説に重点を置く) ・景観意識の向上	・届出でチェックシートの活用による景観配慮の確認 ・配慮されていない例も多い	【行政→事業者】 ○届出際に景観配慮のチェックシートを活用			○ガイドラインの前身の存在	
神戸市(地域)	行政 11/20	・都市の骨格形成 ・重点地区での景観形成	・地域のまちづくり活動の支援 ・全地域の景観ガイドラインの作成	・地域内のルール ・地域内で価値観を同じにするもの	・完全に地域団体が運用 ・8割以上の事例が地域の協議会に提出	【地域団体→事業者】 ○運用主体と対象者が同じ立場	○旧居留地近代建築物群街並み	○地域団体と行政による持続的な活動	○地域団体が作成 ○ガイドラインの前身の存在	○行政と地域の連携
	コンサル 12/9	・市民による景観まちづくりの推進								

*神戸大学大学院 博士課程前期課程

**同教授・博士(工学)

***同助教・博士(工学)

****同博士課程後期課程

* Graduate School of Engineering, Kobe University

** Prof., Graduate School of Eng., Kobe Univ., Dr. of Eng

*** Assistant Prof., Graduate School of Eng., Kobe Univ., Dr. of Eng.

**** Graduate School of Engineering, Kobe University